

梅山草木回収所臨時休業 に関するお知らせ

本年度6月に、市民が土日に直接草木を搬入できる草木回収所を梅山地区に整備しましたが、施設管理上お盆期間中に草木回収処理ができないことが判明したため、下記期間は都合により、臨時休業とさせていただきますので、お知らせします。

お盆期間中に剪定した草木は、翌週まで保管していただくか、春岡草木回収所に搬入をお願いします。

【臨時休業日】

梅山草木回収所臨時休業

8月 17 日(土)・18 日(日)

※春岡草木回収所は、通常どおり回収を行います。

【梅山草木回収所 位置図】(袋井市梅山 1111 アクアパークあさば内 北側空地)



草木回収所
ホームページ
二次元コード



よくあるお問い合わせ
せと注意点
〔裏面へ〕

お問い合わせ

袋井市役所 環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係
TEL:84-6057 E-mail: genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

<よくあるお問い合わせと注意点>

【利用期間等について】

Q 1 いつ利用できますか？

A 1 通常は、年末年始を除く、土曜日・日曜日の午前9時～12時です。

臨時休業をせざるを得ない事態が生じた場合は、班内回覧とホームページでお知らせします

※荒天や強風時など、急に危険が生じた場合は、予告なく休業となる場合があります。

Q 2 いつまで利用できますか？

A 2 梅山草木回収所は試験設置です。年末年始を除き、年度末まで継続して利用できるようにする予定ですが、多くの市民から不都合があると指摘があった場合や、敷地に不都合が生じた場合、予算の状況等により、事業を中止する場合があります。

なお、事業実施に問題等が生じない場合は、来年度以降も草木回収所を続けることを検討しています。

Q 3 雨でも利用できますか？

A 3 荒天以外は、雨天でも利用できます。

※荒天・もしくは荒天が予想される場合は、ホームページで中止をお知らせしますが、急な強風や浸水など、ホームページでの掲載が間に合わない場合は、予告なく回収を中止することがあります。

【運転免許証の提示・自治会確認について】

Q 4 運転免許証では何を確認していますか？また、提示するものは運転免許証でなければいけませんか？

A 4 草木回収所は袋井市民のみが利用できる施設です。市内在住者の利用であることを確認するため、係員へ運転免許証の提示をお願いしています。市民であることがわかるものであれば、他の本人確認書類の提示でも構いませんが、確認は必須とさせていただきます。

【回収について】

Q 5 回収できるものは何ですか？

A 5 袋井市内の「家庭」で剪定した木（根を除く）、草取りをして出た草のみ回収できます。

※搬入できるサイズは、長さ2m以内、太さ直径60cm以内です。木材加工品や事業者（農業・造園業）の搬出した草木、野菜類（茎・根・つる含む）は対象外です。

※枯れて乾燥しているものは回収できますが、腐葉土化しているものや腐敗しそうなものは回収できません。

Q 6 ひも・袋は回収できますか？

A 6 ひもや袋はリサイクルできないため、回収できません。運ぶ際に使用したひもや袋は、搬出時に外し、草木のみにして搬出していただくようになるため、外しやすいひもや袋をご使用ください。

Q 7 係員は搬出を手伝ってくれますか？

A 7 係員は受付・誘導のみ行います。草木はご自分で搬出していただくこととなるため、搬出しやすいように積み込みを行い、搬出に時間がかかりそうな場合は、搬出を手伝ってくれる方とお越しくください。